

事業資産の交換における利益の認識規準

渡 邊 宏 美

1. 問題の所在
2. 日本の交換と事業分離等における損益の認識規準
 - (1) 交換及び事業分離等における会計処理
 - (2) 認識規準の根拠
3. 認識規準の特徴：事前の期待に照らした事後の成果
 - (1) “Hicksian Income in the conceptual Framework”
 - (2) “Conceptual Issues in Financial Reporting”
 - (3) 小括
4. 米国の非貨幣性資産の交換における認識規準
 - (1) APBO, No. 29 (1973) : SFAS153 適用前
 - (2) SFAS, No. 153 (2004)
5. 考 察
6. 結 語

1. 問題の所在

資産に生じた保有差額（市場価額と取得原価との差額）を損益として計上する時点は、何を契機として決定されるのであろうか。これまでの企業会計上の「実現」の議論によれば、2つの考え方がある。第1に、「資産の移転」を契機に損益を認識する考え方である。この場合には、所有権の移転で足りるとするのか、又は支配の移転とするのかが問題となる。第2に、「資産の移転かつ対価の受領」時に損益を認識する考え方である。資産の移転と対価の受領のどちらに重点をおくかはともかく、この2要件を満たす時までは損益を計上しない。この場合には、対価の範囲も問題となる。最も狭く解せば、現金に限定されるが、そこから現金同等物、現物、無形資産まで広く含める考え方もありえよう。

例えば、金銭を介さない交換の会計処理は、交換時に損益を認識する¹⁾ものと、移転し

1) 交換において取得した資産をいくらで測定するかについては、移転した資産の公正価値、移転した資産の帳簿価額、取得した資産の公正価値、または（前所有者の）帳簿価額、が考えられる。移転した資産の帳簿価額を減額することと、必ずしも等価交換でないという2つの前提をおけば、で取得した資産を測定する場合を除く3つの場合に、損益が認識される可能性がある。

た資産、事業又は企業（以下、単に資産と呼ぶ²⁾）の帳簿価額を引継ぎ、損益の認識を繰り延べるものの2つに分けることができる。従来の議論に基づけば、いずれの会計処理を採用するかは、資産の移転だけで足りると解するか、対価の受領も要求するか（及び交換の結果受け取った現物資産を、実現要件としての「対価」に含めるか否か）による。

しかしながら、企業会計基準委員会（以下、ASBJ）が公表した討議資料「財務会計の概念フレームワーク」（以下、討議資料³⁾）、企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」（以下、分離基準）及び、企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等の会計基準に関する適用指針」（以下、適用指針）における移転損益又は交換損益を認識するための判断規準は、移転する資産について負っていた事業投資リスクから解放されたか否かにあるといえる。つまり、交換によって事業投資リスクから解放された場合には、交換損益を認識するのに対し、解放されていない場合には、損益の認識を繰り延べる。

この変化は、何を意味するであろうか⁴⁾。本稿は、事業投資資産の交換取引を題材として⁵⁾、現行制度が事業のリスクから解放された時に損益を認識する根拠を明らかにし、この考え方と

2) 本論文の対象は、資産の中でも事業資産の損益の認識規準に絞る。

3) 2004年に公表されたものは委員会の基本概念ワーキンググループの報告書だが、2006年に公表されたものは「委員会のデュー・プロセスを経た正式の文書として決議したもの」（斎藤編著（2007）、第2版序より）とされる。以下の引用は、後者を用いる。なお、資料は下記 URL（平成26年6月29日最終確認）で入手可能である：https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/begriff/

4) 討議資料によれば、「投資のリスクからの解放」と類似したものとして、「実現」、あるいは「実現可能」という概念がある。……「実現」という用語が多義的に用いられていること、及びそのいずれか1つの意義では、様々な実態や本質を有する投資について、純利益及び収益・費用の認識全体を説明するものではないことから、これらを包摂的に説明する用語として「投資のリスクからの解放」という表現を用いることとした」（第4章58項）と指摘される。

また委員会のワーキンググループのメンバーによる解説書においては「投資のリスクからの解放」という概念は、前項で示した（広義の）「実現」概念（引用者注：前項では「利益認識のための適格事象（実現概念の拡張＝広義の実現概念）と説明されている）と基本的に同一の概念と考えてよい。……ただし同じ実現可能なものでも、……なぜ売買目的有価証券の評価差額は利益に入り、売却可能有価証券の評価差額は利益に入らないのか……そのことを説明しようというのが「投資のリスクからの解放」という概念である」（辻山（2007）、148-149頁）とされる。このように類似性が指摘された上で、またリスクからの解放が有価証券の利益認識を説明するための概念であるとされる。たしかに同じものを異なる視点からみているにすぎないとしても、「実現」から「投資のリスクからの解放」へ文言が変われば、その解釈も少なからず異なってくるものと思われる。本稿ではこの点を明らかにすることを試みる。

5) 金融投資資産について、まず、「売却時」又は「会計期間末」に損益を認識する根拠は、金融投資はそもそも市場価格の変動を期待しているため、実際に価格が変動したという事実が成果（損益）となると説明される（この説明によれば、価格が変動した瞬間に成果を認識すべきことになるが、それは煩雑であるため、便宜的に会計期間ごとに認識するものとしたのであろう）。次に、この会計処理と、これまでの実現の考え方との関係は、3つの筋の説明がある。

第1に、キャッシュフローの定義を拡大している（金融投資資産は売却に制約がないため、売却したならば得られるであろう価額を、キャッシュフローとみなす）だけであって、実現と整合するというもの、第2に、売却に制約がないために、いったん売却し、再投資したものとみなすことで、実現の考え方と整合するというもの、第3に、実現から「実現可能」へと変化したとみるもの、である。

これまでの「実現」との比較を試みる。

構成は以下の通りである。第2節は、分離基準の会計処理と結論の背景から、損益の認識規準とその根拠を確認する。第3節は、2つの論文を参照することによって、分離基準が採用している認識規準の特徴を示す。第4節は、米国の非貨幣性資産の交換における損益の認識規準とその根拠を確認する。第5節は、事業のリスクから解放された時に損益を認識する根拠をまとめた上で、“投資のリスクからの解放”とこれまでの「実現」を比較する。第6節は、まとめである。

2. 日本の交換と事業分離等における損益の認識規準

本節では、討議資料のうち交換の会計処理に言及している部分と分離基準の2つを取り上げ、そこにおける会計処理と損益の認識規準について確認する。

(1) 交換及び事業分離等における会計処理

(1) 討議資料

まず、討議資料の交換における損益の認識規準を確認する。

「収益の測定

(1) 交換に着目した収益の測定

44. 交換に着目した収益の測定とは、財やサービスを第三者に引き渡すことで獲得した対価によって収益をとらえる方法をいう。収益計上の判断規準は投資のリスクから解放されたか否かであり、事業投資の場合、原則として、事業のリスクに拘束されない資産を交換によって獲得したか否かで判断される。この場合の収益の額は、獲得した対価の測定値に依存する。すなわち、対価が資産の増加となる場合にはその増加額、負債の減少となる場合にはその減少額によって収益は測定され、収益は当該資産・負債の測定値に基づくことになる。」(第4章 財務諸表における認識と測定, 44項)

このように「収益計上の判断規準は投資のリスクから解放されたか否か」にあると指摘される。「投資のリスクから解放され」とは、「投資にあたって期待された成果が事実として確定することをいうが、特に事業投資については、事業のリスクに拘束されない独立の資産を獲得したとみなすことができるときに、投資のリスクから解放されると考えられる。もちろん、どのような事象をもって独立の資産を獲得したとみるのかについては、解釈の余地が残されている。個別具体的なケースにおける解釈は、個別基準の新設・改廃に際し、コンセンサスなどに基づき与えられる」(同上, 57項)と説明される。

したがって、投資のリスクから解放された場合、取得した資産を「獲得した対価の測定値」⁶⁾で収益を認識するが、投資のリスクから解放されない場合、収益を認識しないものと解される。

(2) 分離基準

次に、分離基準における移転損益及び交換損益の認識基準を確認する。分離基準は大きく3つの会計処理を定めている。第1に、分離元企業⁷⁾の会計処理、第2に、資産の現物出資等の移転元企業の会計処理、第3に、結合当事企業の株主の会計処理、である。以下、順に確認する。

第1に、分離元企業が事業分離日⁸⁾に移転損益を認識するか否かは、移転した事業に関する投資が清算されたか継続しているかによって判断する。すなわち、「移転した事業に関する投資が清算されたとみる場合には、その事業を分離先企業に移転したことにより受け取った対価となる財の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額（移転した事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額による差額から、当該事業に係る評価・換算差額等及び新株予約権を控除した額をいう。以下同じ。）との差額を移転損益として認識するとともに、改めて、当該受け取り対価の時価にて投資を行ったものとする。」⁹⁾（下線は引用者によるもの）と規定される。

他方、「移転した事業に関する投資がそのまま継続しているとみる場合、移転損益を認識せず、その事業を分離先企業に移転したことにより受け取る資産の取得原価は、移転した事業に係る株主資本相当額に基づいて算定するものとする。」¹⁰⁾（下線は引用者によるもの）とされる。

このように、分離基準は、移転した事業に関する投資が清算されたか継続しているかによって移転損益を認識するか否かを区別する。では、「投資が清算された」か「継続している」かをどのように判断するのであろうか。

6) 「獲得した対価の測定値」が、獲得した資産の時価であるのか、取得原価主義により獲得した対価の測定値は、支払った対価の時価によるのかは当該部分では明らかにされていない。

7) 「分離元企業」とは、「事業分離において、当該企業を構成する事業を移転する企業」とされる（分離基準5項）。また分離先企業とは、「事業分離において、分離元企業からその事業を受け入れる企業（新設される企業を含む。）」とされる（分離基準6項）。なお、「事業」とは、企業活動を行うために組織化され、有機的の一体として機能する経営資源をいう。（分離基準3項）。

8) 「事業分離日」とは、「分離元企業の事業が分離先企業に移転されるべき日をいい、通常、事業分離を定める契約書等に記載され、会社分割の場合は分割期日、事業譲渡の場合は譲渡期日となる。」とされる（分離基準8項）。なお、「事業分離」は、「会社分割や事業譲渡、現物出資などの形式をとり、分離元企業が、その事業を分離先企業に移転し対価を受け取る。分離元企業から移転された事業と分離先企業……とが1つの報告単位に統合されることになる場合の事業分離は、企業結合……でもある。この場合には、分離先企業は結合企業にあたり、事業分離日と企業結合日とは同じ日となる。」と説明される（分離基準62項）。

9) 分離基準10項(1)。

10) 分離基準10項(2)。

表1 分離元企業の個別財務諸表上の会計処理

受取対価 分離先 企業との関係	現金等の財産のみ	分離先企業の株式のみ	現金等の財産と分離先 企業の株式
子会社となる場合	原則として、移転損益を認識する(分離基準14項(1))	移転損益を認識しない(17項(1))	受け取った現金等の財産を従前の相手の帳簿価額で計上し、当該価額が引渡事業より大きい場合、その差額を移転利益とし、小さい場合は分離先企業の株式の取得原価とする(24項(1))
関連会社となる場合	原則として、移転損益を認識する(15項(1))	移転損益を認識しない(20項(1))	受け取った現金等の財産を原則として時価で計上し、当該時価が引渡事業より大きい場合、その差額を移転利益とし、小さい場合は分離先企業の株式の取得原価とする(25項(1))
子会社や関連会社以外となる場合	原則として、移転損益を認識する(16項)	原則として、移転損益を認識する(23項)	原則として、移転損益を認識する(26, 23項)

(分離基準14項以降を参照し、筆者作成)

この点、分離基準14項以下によれば、分離元企業が受け取った対価と、事業分離後の分離先企業との関係、の2つの組み合わせによって、移転した事業に対する投資が継続しているか否かを判断している(表1参照)。例えば、A事業を引き渡し、その対価として分離先企業の株式の60%を受け取った結果、移転先企業が子会社となる場合、受け取った子会社株式を通じて間接的にA事業への投資を継続しているといえる。分離前のA事業に対する直接的な投資(持分比率100%)に比べ、分離後は株式を介した間接的な投資(持分比率60%)に変化しているが、当該事業に対する投資は継続していると判断されるであろう¹¹⁾。

なお、連結財務諸表上の会計処理は、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」又は企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従う¹²⁾。例えば、株式のみを受取対価とした結果、移転先企業が新たに子会社になる場合(個別上では、移転損益を認識せず適正な株主資本相当額で計上している)の連結上の処理は、やや複雑であるため、事業分離直前の(移転事業を含まない)移転先企業の「取得」と、移転事業に対する支配割合の変化とに区別する。まず、株式を取得したことに伴う資本連結手続きとして、事業分離直前の子会社の純資産と投資額の相殺・非支配株主持分への振替処理が行われる。次に、移転した事業の対価として株式を受け取った場合に、事業に生じていた保有差額を損益としては認識しない(た

11) この時、分離元企業は事業を移転し、対価として株式を受け取ると捉えられているが、子会社株式60%を取得し、移転する事業の40%部分を対価として交付した、とも捉えられる。つまり、分離基準は「事業」を分離した方を「分離元」と捉えて会計処理を規定する立て付けであるといえる。

12) 現金のみを受取対価とした子会社に対する事業分離の場合、個別財務諸表上、移転損益を認識するが、連結財務諸表上は未実現損益の処理に準じて消去される(適用指針、設例26 1もあわせて参照)。

だし、支配が移転した部分の時価評価差額を計上する)。そして分離元企業が100%支配していた事業を、子会社に移転することによって持分が減少する(完全子会社でない場合)分は、非支配株主へ移転するため、外部取引とはみなされずに、資本剰余金¹³⁾として扱われる(分離基準17項, 90項, 適用指針の設例11等参照)。

このように、連結上の処理をみれば、損益認識のタイミングは単にタイミングの問題だけではなく、エンティティの範囲(つまり内部と外部をどこで線引きするか)によっても重要な影響をうけることがわかる。

第2に、資産の現物出資等における移転元の企業の会計処理につき、事業分離に該当しなくとも、「資産を移転し移転先の企業の株式を受け取る場合」の移転元企業は、第1で取り上げた事業分離の分離元企業の会計処理に準じて行うものとされる(31項)。

第3に、結合当事企業の株主の会計処理が規定される。この結合当事企業の株主とは、例えば、A社にとって関連会社であるX社が、同じくA社の関連会社であるY社に吸収合併される場合の、A社(適用指針の設例30参照)、またA社にとって子会社であるX社が、A社にとって関連会社であるY社に吸収合併される場合の、A社(適用指針の設例31参照)を指し、A社がX社株式を引き渡し、その対価としてY社株式を受け取ることが想定される。なお、X社の株主としてのA社のことを「被結合企業の株主」、Y社の株主としてのA社のことを「結合企業の株主」と分離基準は呼んでいる。

この結合当事企業の株主が、企業結合日に交換損益を認識するか否かは、被結合企業に関する投資が清算されたか継続しているかによって判断する。すなわち、「被結合企業に関する投資が清算されたとみる場合には、被結合企業の株式と引き換えに受け取った対価となる財の時価と、被結合企業の株式に係る企業結合直前の適正な帳簿価額との差額を交換損益として認識するとともに、改めて当該受取対価の時価にて投資を行ったものとする。」(32項(1), 下線は引用者によるもの)と規定される。

他方、「被結合企業に関する投資がそのまま継続しているとみる場合、交換損益を認識せず、被結合企業の株式と引き換えに受け取る資産の取得原価は、被結合企業の株式に係る適正な帳簿価額に基づいて算定するものとする。」(32項(2), 下線は引用者によるもの)と示されている。

このように、分離元企業の会計処理と同様、被結合企業に関する投資が清算されたか継続しているかによって交換損益を認識するか否かを区別している。そこで、「投資が清算されたか」「継続している」かの判断規準が問題となる。

この点、分離基準35項以下では、受け取り対価と、被結合企業と結合当事企業の株主と

13) 平成25年改正前は、持分変動差額(損益)として計上していたが、国際的な会計基準との比較可能性の向上等を総合的に勘案し、資本剰余金へと変更されたことが示唆されている(参照:企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」51 2項)。

表2 被結合企業の株主の個別財務諸表上の会計処理

受取対価 被結合企業	現金等の財産のみ	結合企業の株式のみ	現金等の財産と結合 企業の株式
子会社を被結合企業とした企業結合の場合	交換損益を認識する(35項; 14 16項に準ずる)	被結合企業の株主(親会社)の持分比率が減少する場合は、事業分離の分離元企業の会計処理(17 23項)に準じて、持分比率が増加する場合は、追加取得に準じて処理する(38, 39項)	被結合企業の株主の持分比率が減少する場合は、事業分離の分離元企業の会計処理(24 26項)に準じて、持分比率が増加する場合は39項に準ずる(45項)
関連会社を被結合企業とした企業結合の場合	原則として、交換損益を認識する(36項)	被結合企業の株主の持分比率が減少し、かつ結合後企業が引き続き関連会社である場合、交換損益を認識しない(40項(1))。持分比率が減少し、関連会社に該当しないこととなる場合は、原則として、交換損益を認識する(41項(1))。持分比率が増加する場合には、追加取得に準じる(42項)	被結合企業の株主の持分比率は減少するが、結合後企業が引き続き当該被結合企業の株主の関連会社である場合(関連会社株式から関連会社株式)、受け取った現金等の財産は原則として時価で計上し、当該時価が引き換えられた株式の帳簿価額を上回る場合、原則として交換利益を認識し、下回る場合は、当該差額を結合企業の株式の取得原価とする(46項(1))
子会社や関連会社以外の投資先を被結合企業とした企業結合の場合	原則として、交換損益を認識する(37項)	結合後企業が子会社や関連会社以外の投資先となる場合(その他有価証券から別のその他有価証券への変更)は交換損益を認識しない(43項)。結合後企業が当該株主の子会社又は関連会社となる場合(その他有価証券から関係会社株式への変更)は段階取得に準ずる(44項)	金融商品に関する会計基準に準じて処理する(47項)

(分離基準35項以降を参照し、筆者作成。なお、事業分離又は持分の交換(移転)時の損益認識の規準に焦点をあてるため、上記表においては被結合企業の株主としての処理に限定し、結合企業の株主としての会計処理等は割愛した。)

の関係(子会社、関連会社、又は子会社や関連会社以外の投資先)の2つの組み合わせによって、個別財務諸表上の会計処理をそれぞれ判断している(表2参照)。

(2) 認識規準の根拠

(1) 討議資料

まず、討議資料が投資のリスクからの解放を用いている根拠は、その規準によって開示されることになる情報が、投資家に求められているからであるとされる¹⁴⁾。そして投資家が求めている情報について、次のように説明される。

「2. 投資家は不確実な将来キャッシュフローへの期待のもとに、自らの意思で自己の資金

14) 「投資のリスクとは、投資の成果の不確実性であるから、成果が事実となれば、それはリスクから解放されることになる。投資家が求めているのは、投資にあたって期待された成果に対して、どれだけ実際の成果が得られたのかについての情報である。」(第3章 財務諸表の構成要素, 23項)。

を企業に投下する。その不確実な成果を予測して意思決定をする際、投資家は企業が資金をどのように投資し、実際にどれだけの成果をあげているかについての情報を必要としている。経営者に開示が求められるのは、基本的にはこうした情報である。財務報告の目的は、投資家の意思決定に資するディスクロージャー制度の一環として、投資のポジションとその成果を測定して開示することである。

3. 財務報告において提供される情報の中で、投資の成果を示す利益情報は基本的に過去の成果を表すが、企業価値評価の基礎となる将来キャッシュフローの予測に広く用いられている。このように利益の情報を利用することは、同時に、利益を生み出す投資のストックの情報を利用することも含意している。投資の成果の絶対的な大きさのみならず、それを生み出す投資のストックと比較した収益性（あるいは効率性）も重視されるからである。」（第1章 財務報告の目的, 2 3項）

したがって、討議資料では、投資家は過去の情報を将来の予測のために用いていると考えており、その過去の情報とは、投資のリスクからの解放という規準によって測定された成果であることがわかる。

(2) 分離基準

次に、分離基準の会計処理の考え方は、67項以降に示されている。まず、投資の継続・清算という判断規準を用いている理由を確認する。やや長いですが、以下分離基準より引用する。

「69. 企業結合会計基準において示されている「持分の継続・非継続」という考え方は、企業結合の会計処理に固有のものではなく、むしろ一般に事業の成果をとらえる際の投資の継続・清算とも整合した概念であり、実現概念に通ずる考え方（第71項参照）である……企業結合の会計処理を、結合当事企業にとって一般的な会計処理と整合することができるように考えられたのが「持分の継続・非継続」という概念である。このため、企業結合における結合企業の会計処理のみならず、分離元企業や結合当事企業の株主も合わせた組織再編の会計処理を、同じ考え方に沿って統一的に行うことが考えられる。……

71. 投資の継続・清算という概念は、投資が実際に続いているのか終了したのかということではなく、会計上の利益計算において観念的に用いられている考え方であり、実現概念とも表裏の関係をなしている。実現概念の核心や本質をどこに見出すのかについては、これまでもさまざまな議論が繰り返されてきたが、投資から得られる成果がその主要なリスクから解放されたかどうかに着目する考え方は、比較的有力なものと思われる。事業投資に係る利益の計算においては、当該事業投資の担い手たる企業の期待（投資額を上回る資金の獲得）がどれだけ事実へと転化したのかに着目して成果をとらえることが適当である。ただし、事

実への転化は、必ずしも資金それ自体の流入を意味するわけではなく、将来の環境変化や経営者の努力に成果の大きさが左右されなくなった場合や、企業が従来負っていた成果の変動性（すなわち事業投資のリスク）を免れるようになった場合には、投資は清算されたものとみなされ、事業投資の成果は確定したものといい得る。このため、損益計算の観点からは、分離元企業や結合当事企業の株主にとって、事業分離や企業結合により従来事業投資の成果が確定したものと見えるのかどうかを考察することとなる。」（下線は引用者によるもの）¹⁵⁾

つまり、投資の継続・清算という判断規準は、「実現概念に通ずる考え方」であり、分離元企業等における組織再編の会計処理を一般の事業投資と同様に「統一的に行う」ために、株主にとって事業投資の成果が確定したか否か、という規準を用いているといえる。

では、“事業投資の成果が確定したか否か”をどのように判断するのであろうか。分離基準は、次のように説明している：「ある事象が生じたときに投資の清算とみるかどうかということは、投資が実際に終了したのかということではなく、会計上の利益計算において観念的に用いられている考え方であり、投資のリスクから解放されたかどうかによりとらえられてきたものと考えられる。この際、事業分離の対象となる事業への投資（事業投資）は、これまでの会計基準においても、事前に期待される成果がどれだけ事実へと転化したのかに着目して成果がとらえられており、事業分離により、企業が従来負っていた成果の変動性（すなわち事業投資のリスク）を免れるようになった場合に、投資は清算されたものとみなされる。」（82項、下線は引用者によるもの）。

そこで、事業投資のリスクを免れるようになったか否かを具体的に判断するために、「対価の種類」及び「重要な継続的関与」（「支配」ではない¹⁶⁾）の2つの規準を用いる。判断規準と

15) 分離基準69及び71項。

16) 分離基準100項参照：「この論点（引用者注：「分離先企業の株式のみを受取対価とする事業分離において、分離先企業が新たに関連会社となる場合、分離元企業による当該事業に関する投資は清算されたものとみて移転損益を認識するか「投資が継続しているものとみて移転損益を認識しない」という論点（96項参照）は、現行の会計基準等との整合性を重視するか、それよりも、移転された事業に対する分離元企業の支配の喪失が、当該事業投資のリスクから解放され、移転損益を認識するという不可逆的な成果が得られた状態を指すものと考えられるかどうかという問題ともいえる。もし、支配の喪失によって移転損益を認識することが、事業分離を伴う投資の実態や本質であると判断された場合には、その考え方を通じ、前述したような持分法の位置付けや関連会社株式の貸借対照表価額等、他の会計処理を今後、これと整合的になるよう改廃していくことが考えられる。」

事業分離の会計処理を考えるにあたっては、移転された事業に対する分離元企業の支配が継続しているか失われたかが最も重要であるという立場も有力であるが、本会計基準では、その立場をとってまで他の会計基準等を含む体系に影響を与える意義は薄いという考え方により、必ずしも支配が失われることをもって投資の清算とみることはしていない。」（下線は引用者によるもの）。ここから、必ずしも支配の喪失を判断規準としているわけではなく、他の基準との整合性を優先していることがわかる。

しての「対価の種類」は、受け取った対価が子会社株式、関連会社株式、又はそれ以外のいずれにあたるか、であり、「重要な継続的関与」は、「継続的関与（分離元企業が、移転した事業又は分離先企業に対して、事業分離後も引き続き関与すること）があり、それが重要であること」（10項(1)）をいう。

ただし、その判断は画一的なものではなく「実質的」に行われるものとされる。つまり、「事業分離（第76項参照）と同様に、例えば、被結合企業の株式を買戻す条件が付されているときのように、被結合企業の株主の継続的関与があり、それが重要であるため、交換した株式に係る成果の変動性を従来と同様に負っていると考えられる場合には、交換損益を認識することはできない。結合後企業が子会社や関連会社にあたるかどうかを判断する際、持分比率以外の要素も加味するため、一定の継続的関与は考慮されるものと考えられるが、継続的関与には様々な態様があるため、交換損益の認識にあたっては、実現概念や投資のリスクからの解放という考え方（第71項参照）に照らして実質的に判断する。」（119項、下線は引用者によるもの）とされている。

以上から、分離基準が前項のような認識規準を用いている根拠は、成果を「事前に期待される成果がどれだけ事実へと転化したのか」によって把握するためであり、それは討議資料をはじめとする他の会計基準等を含む体系との整合性を重視したためである、といえるだろう。

3. 認識規準の特徴：事前の期待に照らした事後の成果

分離基準では、「投資の継続・清算」という概念によって損益を認識すること、及び企業が事業投資のリスクを免れるようになった時に損益を認識することによって、事前に期待される成果と事後の事実を比較する形で成果を捉えることが示されていた。そこで本節では、分離基準が採用している“事前の期待に照らした事後の成果”という考え方の特徴を確認する。

まず、所得をどのように捉えるかは、経済学上2つの定式化があるとされる¹⁷⁾。一つは、「リンダール (E. Lindahl) を中心とするスウェーデンのストックホルム学派の流れを汲み、ヒックス (J. R. Hicks) 流の所得概念として著名な、経済的現価所得ないしは単に経済的所得と称される定式化」であり、いま一つは、「シャンツ (G. Schanz) の流れを汲むヘイグ＝サイモンズ (R. M. Haig and H. C. Simons) 流の所得概念として名高い、包括的所得あるいは純財産増価の所得と称される定式化」であると指摘される¹⁸⁾。その上で、「前者においては「行為の指針（意思決定）」としての所得が主として問題とされてきたのに対し、後者においては「課税の公平」目的の所得が主として問題とされてきた」とされる¹⁹⁾。

17) 辻山 (1991), 13-14頁参照。

18) 前掲注17参照。

19) 前掲注17参照。

分離基準の“事前の期待に照らして事後の成果を捉える”という考え方が、前者の経済的所得に基づき“行為の指針”としての所得を意図したものであると仮定するならば²⁰⁾、この経済的所得の特徴を確認することは、それが分離基準で支持された根拠を検討するのに役立つと考えられる。そこで、以下では経済的所得の考え方に関する記述がみられる近年の論文2つを取り上げ、認識規準の特徴の描写を試みる。

(1) “Hicksian Income in the conceptual Framework”²¹⁾

一つ目の論文は、2010年に ABACUS (A journal of Accounting, Finance and Business Studies) に掲載された論文である。同論文の主張は、米国の財務会計基準審議会 (以下、FASB) と国際会計基準審議会 (以下、IASB) の概念フレームワークに関する共同プロジェクトは Hicks による所得の定義に基づいているものの、FASB と IASB は理論の一部を選択的にひろいあげ、誤って引用、理解及び適用しているという点にある²²⁾。本項の以下の部分では、同論文の351頁から353頁の中から、Hicks に代表される“事前の期待に照らして事後の成果”を捉えるという考え方に関する部分を引用する。

「Hicks が1946年の論文の中で第1号所得と呼んだものは「もし（貨幣額としての）見込み収入の資本価値を増減なく維持するという期待があるべきならば、一期間のうちにそれ以上を費消することのできない最大額」²³⁾とされる。審議会の資産の概念的な優位性の主張、及び事業利益測定における収益費用パースペクティブよりも資産負債パースペクティブの優位性の主要は、この基礎に基づいている。……Hicks は個人の所得についてであったにもかかわらず、彼の第1号所得の定義は、企業にとっては「一期間において資本株主に分配してもなお、期首に企業が見込む収入の資本価値を無傷のまま残るであろう最大額」（例えば Solomons, 1961）に等しいものとして再構築されうる。これは、事前では、期首に予期するキャッシュフロー及び利率がいかほどか、また事後では、同期間に実際にいくら発生し、期末に将来に関する期待を改訂したか、に基づくのだろう。

これらの発想は……Bromwich (1992, 3, 4章) の概念を適合すれば次のようになる。

20) ただし、“事前の期待に照らして事後の成果を捉える”という文言だけみれば、包括的所得概念に依拠しているということもできるかもしれない（もっとも、そもそも個人の所得概念を法人に適用しうるのか、という疑問はいずれにせよ生じる。ここではこの問題はいったん措く）。なぜならば、包括的所得概念も、消費の市場価値と、期首から期末までに生じた富の変化分の代数和によって所得を定義している (Simons, p.50) からである。しかしながら、以下取り上げる論文等を見る限り、分離基準は経済的所得概念に基づいているように思われたため、ここではこちらの仮定をとった。

21) Bromwich, et al. (2010)。

22) 前掲注21, p. 348。

23) Hicks (1946), p. 173, なお訳は、安井・熊谷訳 (306頁) によった。

時点0（第1年度期首）に予測される第1年度のキャッシュフローを C_{1t0} 、第1年度に実現しかつ時点1（第1年度末）で判明したキャッシュフローを C_{1t1} とする。第2年度以後に生じることが、時点0で見込まれるキャッシュフローの価値を V_{1t0} 、時点1で見込まれるキャッシュフロー（第1年度の間情報を更新し期待を改訂している）の価値を V_{1t1} とする。割引率が r で一定であるとすると、時点0に見込まれる、第1年度以後の見込みキャッシュフローの価値は、 $V_{0t0} = (C_{1t0} + V_{1t0}) (1+r)^{-1}$ 、時点1に見込まれる、後知恵をもって（後から判明した新しい知識をもって）再び見積もられた第1年度以後の見込みキャッシュフローの価値は、 $V_{0t1} = (C_{1t1} + V_{1t1}) (1+r)^{-1}$ となる。第1年度の事前の第1号所得は、 $r V_{0t0}$ であるし、事後の第1号所得は $(C_{1t1} + V_{1t1}) - V_{0t0}$ となる。仮に利率が一定であると予期され、かつ所得がすべて分配されるならば、将来の事前の所得は $r V_{0t0}$ で一定となる。これはすなわち、“恒常所得”²⁴⁾ である（例えば Beaver, 1998）。

.....このような事後の第1号所得概念が十分に決定可能でありかつ客観的なものとなるのは、完全完備市場が存在する場合に限られる.....市場は滅多に完全又は完備にはならないため、多くの個々の市場がいかに流動的であったとしても、すべての事業体でないにしろ多くの価値には、純資産の観察可能な市場価格において信頼できない重要なキャッシュフローの見込みが含まれている。価値に含まれるこの内部のれんの要素（すなわち、純資産の通常収益率を超過する利益）は、Hicks が人的資本とラベルづけた、経営者と従業員が事業の資源とその市場を利用する技術力、及びその事業、社会と政治的な機会に特に依存する。」(pp. 351 353)

ここから“事前の期待に照らして事後の成果”を捉えるという考え方について2点を指摘しておきたい。第1に、Hicks の所得概念は個人の所得についてのものであって、法人の所得ではないと指摘されている点である。個人の「行為の指針」となりうる「所得」が、法人の「行為の指針」にもなりうるかどうかには、疑問の余地があるといえる。

第2に、(法人にも Hicks の所得概念を適用できると仮定した場合に) ウィンドフォールを無視した理論上の概念を、現実の所得に適用して行為の指針を得られるのであろうか。実際の所得を、恒常所得部分と内部のれんの要素による部分に分けることはできるとしても、(a)経営者の手腕による部分と(b)運の要素という区分ができないならば、行為の指針として十分機能しないように思われる²⁵⁾。

24) Hicks は後に Lindahl の定義したカレント利益 (rV_{0t1}) も検討したが、「事前であれ事後であれ、会計に利用可能な事業法人の所得を定義するような、満足のいく実務的な方法は見いださなかった」(p. 355) と指摘している。

25) ただし経営者の手腕と運の要素を区別することは現実的にはほとんど不可能であろう。例えば、株価上昇を経営者が予測し、その予測が的中して利益をあげたような場合の利益は、予測が的中したと

(2) “Conceptual Issues in Financial Reporting”²⁶⁾

2つ目の論文は、2011年に米国会計学会 (The American Accounting Association: AAA) の財務会計委員会によって公表されたコメント (AAA の公式見解を表すものではないとされる) である。それによれば、基準設定主体は整合的な会計基準をつくるうえで指針となる概念フレームワークを模索しているが、2つの欠点があるため、4つの重要な概念 (ストックとフロー、事前と事後、慣習と経済的実質、基準設定主体による進化と設計) を検討した結果、「会計の二面性に注意をはらうこと、及び特定の問題における測定信頼性ととともに、可能な限り多くの問題に共通して適用される広範な原則との調整をはかることの努力から、財務報告は利益を得る」²⁷⁾ と示唆される。本項の以下の部分では、“事前と事後の一貫性” という見出しがあげられている箇所を引用する。

「会計が立脚する現在は、過去と将来の間の一瞬の境界線上にある。不可避免的に、過去の事象 (Hicks, 1946 が統計上の記録と呼んだもの) に比して現在を定義することは困難となるし、また未だ生じていない将来事象の予測は、生じないかもしれないし、あるいはその詳細にいたるまで想定されるかもしれない。

過去に目を向けると、財務報告は既に生じた意思決定、コミットメント及び事象の結果として見られうる。この統計的な記録は井尻 (1975) が示しているように、組織を創りまた運営するためのアカウンタビリティを確立するために重要となる。加えて、我々の世界において、時間を通じてある程度の一貫性を維持する (すなわち、それ自身を完全かつ継続して新たにつくりなおす (reinvent) ことはない) 程度において、この記録は、将来の行動及び事象に関する有益な期待を形成するのに役立つ、それゆえ、評価の形成において普遍的な知識の基礎として機能する。過去の記録がなければ、会計は組織を形成する社会契約をコミュニケーションし実践する機能を果たさないだろうし、又は正当なデータベースを提供しないだろうし、将来のより良い意思決定に資するかもしれない変数を示さないだろうし、少なくとも、過去の誤りを繰り返すことになりかねない (参照、例えば Sunder, 1997)。ある程度将来に関する主観的な見積りに会計の形式が依拠せざるをえないとしても、これは、実際の取引に基づく歴史的原価会計の概念的な正当化である (井尻, 1975)。

将来に目を向ければ、意思決定 (契約の交渉と設計を含む) には、代替的な行動をとった

いう意味では経営者の手腕といえるかもしれないが、株価上昇時に偶然経営者であったという意味では運の要素といえるだろう。両者を厳密に分けることは不可能であることを承知で、理論上の概念を現実に適用しているとしても、なぜ Hicks の所得概念にこだわる必要があるのかという疑問は残る。むしろ、より現実に近い概念を適用するという選択肢を模索すべきなのではないだろうか。

26) Biondi, et al. (2011)。

27) 前掲注26, p. 2 (Abstract)。

場合の予期される結果に関する見積もりを必要とする。繰り返しになるが、関連する言明された変数のカレント価値と時の経過に伴う損価値の予期される変化分は、有益な知識である。財務報告がこの役割を果たしうる限りにおいて、それらはより重要となる。しかしながら、フロー又はストックが相対的に成熟した、完全で効率的な市場で取引されるようなわずかな資源の例外はあるが、多くの将来への影響の程度 (magnitudes) について、不完全な世界で立証とモラルハザードの問題をもたらしている主観的な判断を用いることが求められる。確かに存在する市場の不完全さに加えて、多くの重要な資源は、活発に取引されていない。この市場の不完全かつ不完備さは、所得の測定に難しい問題を生じさせている (参照, Beaver and Demski, 1974, Cristensen and Demski, 2003)。

Hicks (1946) は、その分析が、様々な (しばしば矛盾する) 立場を支持する会計の文献においてしばしば引用されることで際立っているが、フローと同様にストックに基づく事前と事後の所得概念 (その他のものと一緒に) を考慮し、かつ残りの中のどの一つの優位性についても明らかな結論に到達しなかった (参照, 例えば Bromwich 他, 2010)。

いくつかの場合、会計の実務は事後の一貫性を要求する。例えば、収益は、販売と売掛金がたった時点で記録される。後に、貸倒引当金が一連の売掛金の経過年数によって計算され、必要となる引当額を決定するための指針として、支払歴 (及び滞納) が用いられる。この実務は収益、売掛金および貸倒引当金の記録において事後の一貫性を生みだしている。また、これらの額を事前に設定することも可能である。販売の時点において記録される収益は、信用力の異なるクライアントによって、売上から期待される損失に基づいて割り引かれることもあるだろう (2010年の FASB / IASB の収益認識のディスカッションペーパーにおいてとられている一つのオプション)。一部の国では (例えば、カナダ) 銀行規制局が全ての銀行に、顧客の信用力の区分に基づいて一般貸出に対する損失引当を課すことを要求している。この実務は、貸出に対する損失引当が設定されているという点で事前の一貫性を前提としているものと解することも可能である。目下、カナダでは、製造業社は貸付後に貸倒引当金を設定する一方で、金融機関は事前に貸出に対する損失引当を設定する。これらの実務の双方が一貫したものであると見なしうるだろうし、事前の一貫性が事後のアプローチよりも優位にあるか否かを特定するような会計の概念フレームワークは存在しない。」(pp.7 9)

以上の引用の中で特に注目すべきは、現行の会計制度それ自体が、ある程度の過去からの継続性と主観の見積りに依存していること、「時間を通じてある程度の一貫性を維持する」限り、過去の記録が将来の期待形成に役立ち、有益であると指摘されていることであろう。

(3) 小括

上記の2つの論文から、“事前の期待に照らした事後の成果”という考え方の特徴として次

のことがいえる。Hicks の所得概念を現実適用しても、経営者の手腕（将来も発揮することが期待されるような経営能力）と運の要素とを区別できないために、経済的所得概念が“行為の指針”として十分うまく機能しているとは言い難い。ただし、実際に運用されている会計自体が見込みを含むものであり、その見込みが「時間を通じてある程度の一貫性を維持する」ことを前提に形成されるという意味では、過去の記録（事前にてらした事後の結果）は将来の期待形成と評価に資する。この意味で、“事前の期待に照らした事後の成果”という考え方が支持されうる。

4. 米国の非貨幣性資産の交換における認識規準

次に、米国における交換損益の認識規準として、非貨幣取引²⁸⁾の会計処理に関するルール（意見書及び会計基準書）を確認する。まず、FASB の前身である会計原則審議会（Accounting Principles Board）が1973年に公表した意見書（Opinion）（以下、APBO）のNo. 29 : Accounting for Nonmonetary Transactions を、次に、同意見書を改訂した財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standards : 以下、SFAS）のNo. 153 : Exchanges of Nonmonetary assets（FASB が2004年に公表したもの）を取り上げる²⁹⁾。なお、企業結合に関する会計基準とは区別された日本の分離基準に相当する FASB の会計基準書は見当たらない³⁰⁾。

(1) APBO, No. 29 (1973) : SFAS153適用前³¹⁾

まず APBO29 は、同意見書を公表する必要性について、次のように述べている：「非貨幣取引においてある企業へまたはある企業から移転された非貨幣資産への割当額の決定、及び非貨

28) 非貨幣取引とは、非貨幣性資産又は負債の交換又は一方的移転を指し、非貨幣性資産及び負債とは、契約等によって貨幣額が固定されている資産及び負債以外のものとする（例えば、棚卸資産、株式投資等）（参照：APBO29, par.1）。

29) 本論文では、SFAS153における企業が事業を移転する際の損益の認識規準に焦点を絞る。

30) 梅原（2008）では「企業結合とは別個に事業分離に関する会計基準を設定するのは、国際的にもあまり例がない」（213頁）と指摘されている。また、先行文献の数においても、企業結合に比べ事業分離は圧倒的に少ない印象を受けた（やや古いだが、例えば Lembke（1970）はその理由について「事業分離はその経済実態が企業結合（business combinations）の逆であり、それゆえ適切な会計処理は企業結合会計の既存の実務慣行を検証することによって推論しようという前提に基づいている」（p. 458）と述べている。他方で、推論しえないという見解もある（Culp（1960）参照）。ただし、米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission: SEC）のガイドライン等でその会計処理が紹介されている。例えば、<http://www.sec.gov/interps/account/sab112.htm>（2014年6月28日最終閲覧）の E. Accounting for Divestiture of a Subsidiary or Other Business Operation 参照。

31) APBO29 は下記 URL（2014年6月27日最終閲覧）で入手できる（ただし、これは SFAS153 によって改訂された後のバージョンであるため、改訂前の文言は、SFAS153 の「Amendments to Opini-

幣取引において企業から移転された非貨幣資産における利得又は損失の認識について、疑問が生じている。実務は様々である；ある非貨幣取引は移転された資産の見積公正価値で計上している一方で、移転された資産の帳簿価額で計上するところもある。本意見書は、非貨幣取引の会計において審議会の見解を示すものである。」(序, par. 2)。

その見解は、次のように要約できる。原則として、引き渡した資産の公正価値で、新たに取得した資産を測定するため、引き渡した資産の帳簿価額との差額を利得又は損失として認識する。ただし、以下の条件に該当する場合には、引き渡した資産の帳簿価額に基づいて測定するものとされる。第1に、「公正価値が決定できない場合。非貨幣取引の会計処理は、公正価値が合理的な範囲内で決定可能である場合でなければ、移転した資産の公正価値に基づくべきではない。」(par. 20), 第2に、「……交換が本質的に稼得プロセスの最終段階 (culmination) ではないならば、ある企業と他のエンティティの間の非貨幣資産の交換の会計処理は引き渡した資産の帳簿価額 (the recorded amount) (減損が適切な場合には、減損後の価額) に基づくべきである。当審議会は以下の2つの非貨幣交換取引の類型は稼得プロセスの締めくくりではないと考える：a. 通常の営業ラインにおける販売のために保有される製品または財を、交換の当事者以外の顧客への販売に利用するために同じ営業ラインで販売される予定の製品又は財と交換する場合、及び b. 通常の営業過程において販売のために保有されていない生産的資産 (productive asset)³²⁾ を、同じ又は類似の生産的資産における類似の生産的資産又は同等の持分 (interest) ……と交換する場合」(par. 21) である³³⁾。

では、なぜこのような規準を採用したのであろうか。まず原則として公正価値によることとした理由は、「取得された資産はそれを獲得するために引き渡された財の公正価値によって測定されたコストで記録すべきであるという会計原則と整合的な方法であるから」(par. 15) とされる。これに対し、帳簿価額を引き継ぐべきという主張も存在し、その根拠は、「収益は貨

on 29」によった) : http://www.fasb.org/cs/BlobServer?blobkey=id&blobnocache=true&blobwhere=1175820899339&blobheader=application%2Fpdf&blobheadername2=Content-Length&blobheadername1=Content-Disposition&blobheadervalue2=66390&blobheadervalue1=filename%3DAPB_29.pdf&blobcol=urldata&blobtable=MungoBlobs.

32) 「生産的資産」と「類似の生産的資産」は次のように定義されている：「生産的資産とは、企業が財又はサービスの生産のために保有する又は生産に用いられる (held for or used in the production of goods or services by the enterprise) 資産である。生産的資産には他のエンティティにおける投資を含む。ただし、その投資が持分法によって会計処理が行われている場合のみであり、その方法によっていない場合は除く。類似の生産的資産とは、同じ一般的な類型であるか、同じ機能が用いられるか、又は同じ営業ラインで採用されている生産的資産をいう。」(par. 3 (e)) とされる。事業資産という訳も考えられるが、“product”を強調するために「生産的資産」という訳をあてた。

33) なお、同パラグラフ b. には脚注6がふられており、それによれば、「生産的資産の交換が税法上の課税取引ではないという事実は、本意見書を適用する目的上、交換された資産が類似であることの証拠になりうる」と指摘されていた。

幣資産と交換された時にのみ認識されるべきであるため、公正価値で認識することは不適切である……」(par. 15) とされている。

実際、原則に対して修正が設けられているが、それは、次の2つのタイプの交換においては、「測定の問題と収益認識の条件に関して疑問」が生じることによって説明される：「a. 通常の営業過程において販売のために保有される製品又は財を、同じ営業ラインで販売される予定の製品又は財と交換した場合には、公正価値は認識されるべきではない。……顧客ではなく、本質的に競合者である企業との商品の“スワッピング”は、稼得プロセスの初期の付随的段階にすぎず、企業の顧客に対して交換された製品（その形態が同じでも異なるものでも）が販売される時まで、収益は認識されるべきではない。b. 生産的資産を、同様の生産的資産又は同じ又は類似の生産的資産に等しい持分と交換した場合、公正価値は認識されるべきではない。したがって、ある生産的資産が類似の生産的資産にとってかわったからというだけの理由で収益は認識されるべきではなく、その代替された生産的資産に関する財又は役務の生産と販売から、収益が生じたとみなされるべきである」(par. 6 (a)(b))。

以上から、APBO29における損益の認識規準と根拠を次のように整理できる。原則として、交換における取得原価は、取得のために引き渡した資産の公正価値であるため、交換時に移転した資産について損益が認識される。その根拠には、取得原価とは、財を獲得するために支払ったものの公正価値であるという原則が挙げられる。ただし、公正価値が決定できないという測定上の問題、販売基準に矛盾するという問題がある場合には、帳簿価額を引き継ぎ、損益は認識しない。

次に、同意見書が改訂された SFAS153 の損益の認識規準と根拠を確認する。

(2) SFAS, No. 153 (2004)

次に、SFAS153における損益の認識規準とその根拠を確認するが、まず APBO29 との相違点である4点を確認する。

第1の相違点は、パラグラフ3(c)において、非貨幣資産の相互的な移転についての説明³⁴⁾が追加され、脚注（詳細は会計原則審議会ステートメント第4号「企業の財務諸表の基礎をなしている基本概念と会計原則」の paragraphs 180 183³⁵⁾を参照せよという指摘）が削除されたことである。第2に、本意見書が適用されない取引が追加された (par. 4)。第3に、原則

34) 「非貨幣資産の相互的移転 (reciprocal transfer) は、次の場合にのみ、交換とみなすものとする。資産の所有権に係る通常のリスクと便益が移転されたというように、移転者が移転された資産について実質的な継続的関与を有しないこと。」(par. 3 (c))。

35) 例えば、「金銭も金銭支払の約束のいずれも交換されないような交換において、取得した資産は、一般に、引渡した資産の公正な価値をもって測定される。しかしながら、受入れた資産の公正な価値が、より明白に立証される場合には、取得資産は、その公正価値で測定される。」(par. 181, M 1A (1))、訳は川口訳 (1973, 82頁) を用いた) とされていた。

の修正の箇所において、「公正価値が決定できない」場合に加え、「顧客に対する販売促進のための交換取引」及び「事業上の実質を欠く交換」が追加された (par. 20, 後述)。第4に、同じく原則の修正の箇所において、「稼得プロセスの最終段階ではない……」という説明部分が削除され、新たに「事業上の実質を欠く交換」に関する記述が追加された (par. 21, 後述)。したがって、SFAS153も原則として、引き渡した資産の公正価値で、取得した資産を測定し、差額を利得又は損失として認識するという点は同じである。

重要な変更点は、帳簿価額を引き継ぐ会計処理を行うことになる例外部分の説明にある。特に、「類似の生産的資産」(similar product assets)にあたるか否かの判断が削除され、「事業上の実質」(commercial substance)の有無が、損益認識の規準に変わった点が主な変更点といえるだろう。

そこで(一部繰り返しになるが)SFAS153の例外部分の規定を確認する。まず、引き渡した資産の帳簿価額に基づき非貨幣交換を測定する条件は、以下のいずれかに該当する場合である：「a. 合理的に公正価値が決定できない場合、b. 顧客への販売促進のための交換取引である場合、c. 事業上の実質に欠く交換取引である場合」(pars. 18 20)³⁶⁾。

ここでいう「事業上の実質」は、「交換の結果としてエンティティの将来キャッシュフローが重要な意味で変化すると予期される場合に、非貨幣取引は事業上の実質を有する」(par. 21)と説明される。つまり、重要な意味で将来キャッシュフローが変化しない(「事業上の実質に欠く」)交換取引は、損益を認識せず、帳簿価額を引き継ぐことになる。

さらに「将来キャッシュフローが重要な意味で変化する」の意義について、「将来キャッシュフローが重要な意味で変化することが期待される場合とは、以下のいずれかの規準を満たした時である；a. 受け取った資産の将来キャッシュフローの形状(configuration)(リスク、タイミング及び額)が、移転した資産の将来キャッシュフローの形状とは重要な意味で異なる、b. 受け取った資産のエンティティ固有の価値が、移転した資産のエンティティ固有の価値とは異なり、かつその相違が交換された資産の公正価値に比して重要である。」(par. 21 (a)(b))。なお同パラグラフにおいて、その決定は「質的な評価(A qualitative assessment)」が重要になるだろうと指摘されている。

以上、認識規準を確認したが、なぜこのような規準を採用したのであろうか。Appendixの

36) 原則として「……非貨幣取引の会計処理は、貨幣取引で用いられるものと同じベースである資産(又は役務)の公正価値に基づくべきである。したがって、他の非貨幣資産との交換に取得された非貨幣資産の取得原価は、それを獲得するために引き渡した資産の公正価値であり、利得または損失が交換において認識されるものとする。もし受け取った資産の公正価値の方が、引き渡した資産の公正価値よりもより明らかである場合には、受け取った資産の公正価値を取得原価の測定のために用いるものとする。……」(par. 18)とされるが、上記の3つのいずれかに該当する場合には、交換された公正価値ではなく、手放した非貨幣資産の帳簿価額(ただし減損が適切な場合には、減損後の価額)に基づき測定するものとされる(par. 20)。

「背景にある情報と結論の基礎」によれば、まず前提となる情報として、国際会計基準の変化がFASBの変更の契機になったことが示唆されている³⁷⁾。つまり、IASBが2002年5月に公表した公開草案「国際的な会計基準の改善」において非貨幣資産の交換の処理を変更した（“類似の生産的資産”の例外をなくし、事業上の実質を欠く交換は公正価値での認識に適さないという但し書きを加えた³⁸⁾）事実と、その後、FASBが当該部分の変更の是非を検討するプロジェクトを加えたことが示されている。

また結論の基礎（Basis for Conclusions）において、FASBがAPBO29を改訂した理由を次のように説明している：「公開草案に先立つ審議において、FASBは、非貨幣交換が類似の生産的資産の交換にあたるか否かの決定を要求する従前の意見書29の指針は適用が困難であると示した。例えば、EITF³⁹⁾の論点98.3及び01.2は、類似資産の例外が適用されるべきか否かを評価するための詳細な指針を規定している。当審議会が採用することを決定したIASBのアプローチは、交換の事業上の実質の評価に基づき、公正価値測定原則に対する例外をおいている。当審議会は、IASBのアプローチは(a)意見書29に基づく公正価値測定原則により整合している、(b)交換の経済(的実質)をより信頼できる形で表す(more faithfully represents the economics of the exchange)財務情報につながる、(c)より容易かつ整合的に適用されるものであると結論づけた。したがって、当審議会は類似の生産的資産の例外を削除し、事業上の実質を欠く交換取引を例外に置き換えるという意見書29の改訂を提案した。」(A5)。

37) Appendix A21では、コンバージェンスが本基準書を公表する1つの目的ではあるものの、非貨幣交換の会計処理においていくつかの相違が残っていることが指摘されている。参照：A21以降。

38) 「2002年5月に、IASBは公開草案「国際会計基準の改善」を公表し、特にIAS16「有形固定資産」とIAS38「無形資産」における非貨幣資産の交換の会計処理の面を変化させることを提案した。意見書29のような、これら2つの会計基準における指針は、非貨幣交換は交換された資産の公正価値に基づき測定されるべきという原則に基づいている。また意見書29のように、これら2つの基準は類似の生産的資産の交換における基礎的な原則に対する例外を含んでいた。IASBの公開草案は“類似の生産的資産”の例外をなくすことを提案した。公開草案について受け取ったコメントを考慮した後、IASBは事業上の実質を欠く交換は公正価値での認識に適さないという但し書き(proviso)を加え、先の例外をなくす決定を下した。2002年の10月、FASBは、類似の生産的資産の交換について公正価値測定原則の例外をなくすよう、意見書29を修正するべきか否かを検討するアジェンダに対するプロジェクトを加えた。」(Appendix A3)。例えば、IAS16では「(資産の交換取引における認識時の測定)交換取引が事業上の実質を欠いていない限り、非貨幣性資産又は資産、もしくは金銭と非貨幣性資産の組み合わせと交換にエンティティが取得した有形固定資産の項目の測定は、公正価値で行うものとする。前のバージョンのIAS16では、交換された資産が類似していない限り、エンティティは公正価値で取得した資産を測定した。」(IN8)と記されている。下記(2014年6月28日最終閲覧)参照：<http://eifrs.ifrs.org/eifrs/bnstandards/en/2014/ias16.pdf>

39) 以下は引用者による(原文には、この脚注はふられていない)。EITF(Emerging Issues Task Force)は、FASBの専門委員会(task force)の勧告に対応して1984年に形成されたものであり、FASBの会計基準の適用指針を公表するように設計されているとされる。下記(2014年6月26日最終閲覧)参照：<http://www.gasb.org/jsp/FASB/Page/SectionPage&cid=1218220137512>

つまり、国際的な会計基準の内容がAPBO29の公正価値測定原則と整合させること、経済的実質を重視すること、及び運用上の便宜をはかることを理由として変更を行ったものといえる。

ではなぜ、「類似の生産的資産」より「事業上の実質を欠く」方が、経済的実質を重視することになるのだろうか。事業上の実質の評価については、次のような指摘がある。

「公開草案に先立つ審議の間、FASBはIASBとともに、事業上の実質の概念を描写する作業を行った。両審議会は、報告主体が事業上の実質を評価しうる4つのパースペクティブを特定した：(a) 交換を行う報告主体の属性 (attributes), (b) 交換される資産の属性, (c) 交換の相手の属性, (d) 交換条件の属性, である。FASBとIASBの両審議会は、報告主体の観点から事業上の実質を判断することが最も有用であると結論づけた。なぜならば、そういった評価は交換の結果としての報告主体の経済的状況における重要な変化に焦点をあてているからである。」(A7)

「両審議会はまた、報告主体の経済に対する変化は、報告主体の将来キャッシュフローが交換の結果として重要な意味で変化することが期待されるか否かを評価することによって判断されるべきであると結論づけた。特に、(a) 移転される(複数の)資産の将来キャッシュフローの形状が、受領した(複数の)資産のそれとが重要な意味で異なっているか否か、(b) 移転される(複数の)資産の報告主体特有の価値が、受け取った(複数の)資産のそれと重要な意味で異なっているか否か、である。当審議会は、事業上の実質が存在するか否かを決定するためにキャッシュフローテストを要求することを選択した。なぜならば、そういったキャッシュフローテストが、当該取引の事業目的の客観的な証拠 (objective evidence of a business purpose for the transaction) を提供すると信じているからである。」(A8)

このように、従来の類似の生産的資産を用いた判断規準から変更された理由は、「交換の結果としての報告主体の経済的状況における重要な変化」に焦点をあてることが最も有用であるから、と説明されている。以下は筆者の推論であるが、おそらく改訂前においても、交換された資産と移転した資産の同質性をみることによって「報告主体の経済的状況における重要な変化」の有無を判断していたのであろう。そうであるとすれば、判断規準が実質的に変化したというよりも、従来は、目的(事業目的の証拠としての将来キャッシュフローに重要な変化が生じたか否かによって、損益の認識を異ならしめること)から導き出される1つの判断規準(類似の生産的資産か否か)を規定していたのに対して、改訂後は目的そのものを判断規準として示したにすぎないといえるだろう。

なお、上述のA8の文言は、米国租税判例法理の1つである事業目的法理 (business pur-

pose doctrine)⁴⁰⁾を想起させるが、同法理を直接参考にしたという指摘はない(ただし、相互関連性と循環の問題への対処に関する指摘は存在する⁴¹⁾)。

以上から、SFAS153における損益の認識規準と根拠を次のように整理できる。原則として、交換における取得原価は、取得のために引き渡した資産の公正価値であり、交換時に損益を認識する。ただし、a. 合理的に公正価値が決定できない場合、b. 顧客への販売促進の交換取引である場合、及びc. 事業上の実質を欠く場合には、移転した資産の帳簿価額が引き継がれ、損益を認識しない。その根拠は、a. 測定上の問題、b. 販売基準との整合性、及びc. 資産から生じるキャッシュフローの形状が変化しなければ経済的実質にも変化がないため損益を認識しないという考え方、に求められるといえるだろう。

5. 考 察

以上、現行制度の規定とその根拠、及び米国の非貨幣性資産の交換の規定を確認した。それによって、まず、現行制度が事業のリスクから解放された時に損益を認識する根拠を次のようにまとめることができる。討議資料等によれば、投資のリスクからの解放は、事前の期待に照らして成果を把握するための概念といえる。そして事前の期待に照らして成果を把握する考え方は、「行為の指針」としてのHicksの経済的所得概念に基づいていると指摘される。しかし、Hicksの所得概念はそもそも個人を前提としたものであって、法人ではないこと、及び成果を把握する上で重要と思われる「運の要素」を区別できないという欠点がある。もっとも、後者の点は、金銭で測定した過去の記録を報告するという会計に内在する問題といえるだろう。

次に、「投資のリスクからの解放」とこれまでの「実現」の議論を比較したい。先に述べたように、損益を認識する時点を決定する道具としての伝統的な「実現」は、資産の移転、又は資産の移転と対価の受領を指していたといえる。これに対し、現行制度の「投資のリスクからの解放」は、資産を事業投資と金融投資とに区分した上で、前者について「事業リスクからの

40) 課税繰り延べが認められる組織再編の規定は、租税回避以外の真正な事業目的がない取引には適用されないという判例法理である。Gregory v. Hervering, 293 U.S. 465 (1935) 参照。

41) Appendix 13: 「当審議会は、米国の税法と他の税の領域において事業目的法理 (business purpose doctrine) を取り入れていることを理解している。……当審議会は、事業上の実質の例外と事業目的法理の間の相互関連性は、以下の場合に循環するものとして (as circular) 見なしうることを指摘した: (a) 事業上の実質の決定が単に税のキャッシュフローの変化に基づいて予期される場合、(b) 税務上主張される事業目的が特定の財務報告の結果の達成になる場合、である。当審議会は、エンティティが事業上の実質を主張することを次の場合に禁じることによって、この潜在的な循環性 (circularity) に対処した。つまり、税の事業目的が、特定された財務報告の結果を達成することに基づくという理由だけで、税のキャッシュフローに基づいて、その主張が予測される場合である。」。なお、ここでいう循環性とは、日本でいう逆基準性に相当するものと思われる。

解放時」(事業上の制約のない資産を受け取った時)に損益を認識する。

そのため、「投資のリスクからの解放」によれば、資産を移転した時に損益を認識する場合(投資のリスクから解放された場合)も、移転しても損益を認識しない場合(投資のリスクから解放されない場合)も共にありうる。損益を認識する際に問題となるのは、必ずしも対価の有無ではなく、また資産移転の事実でもなく、“出て行くものに対する従前の期待”に照らした事実である。したがって、「事前の期待」が何であるか(又は「事業上の制約」の内容)によって、損益の認識時点が変わりうる。

もちろん、伝統的な「実現」においても、例えば、資産の移転という同じ事実の下で、損益を認識する場合と認識しない場合がありうる。しかし、それは会計上の事実(又は移転とみなしうるか否か、対価に該当するか否か等の事実認定)がまず参照されるのであって、「期待」に照らした事実ではないだろう。この点に「実現」と「投資のリスクからの解放」の違いがみられる。

このように期待を重視するという点においては、米国における(APBO, No. 29の変更後の)SFAS, No. 153と類似している、といってもよいかもしれない。つまり、非貨幣性資産の損益の認識規準が、「類似の生産的資産」(similar product assets)の該当性から、「事業上の実質」(commercial substance)の有無に変更された。後者は「交換の結果としてエンティティの将来キャッシュフローが重要な意味で変化すると予期される」か否かによって判断され、「質的な評価(A qualitative assessment)」が重視されている。このように交換前のエンティティの将来キャッシュフローが、交換後に変化すると予期されるか否かが参照される点では、「投資のリスクからの解放」における「期待」の重視と親和しているようにもみえる。もっとも、制度会計においては、何を規準として損益を認識するかは、究極的には、具体的な閾値を設定するか、又は抽象的な概念を示すかという両極のどの部分に落ち着くかの問題であると思われるため、単に日本でも米国でも、抽象的な概念寄りの認識規準に変更された例が2004年⁴²⁾にみられた、というだけにすぎないのかもしれない。

6. 結 語

金銭を介在させない交換が行われた場合に、どのような会計処理が行われ、その根拠は何か。日本の現行制度では、事前の期待に照らした事後の成果を把握するという「投資のリスクからの解放」に依拠し、交換によって移転する資産に対するリスクから解放された(とみなされる)時には損益を認識し、リスクから免れていないのであれば損益の認識を繰り延べる会計処理が

42) SFAS153は2004年12月に公表されている。なお、日本の討議資料も同じ2004年7月に公表されている。単なる偶然か、何らかの関係があるのかは現時点ではわからなかった。

行われる。その根拠は、個人を前提とした経済的所得の概念に求められるものの、それを法人の所得に適用しうるのは不明である点、及び現実の所得には、運の要素が含まれているために純粋な意味での成果とはいえない点が指摘されている。

このような「投資のリスクからの解放」に基づく現行の交換の会計処理は、これまでの「実現」の考え方とどのような関係にあるだろうか。「実現」では、資産の移転及び（又は）対価の受領が重視されていたのに対し、投資のリスクからの解放では、損益認識のタイミングが「期待」に依存して決定される。特に2004年以降に明文化された「投資のリスクからの解放」によって損益認識を規律する現行の枠組みは、このような点に限定すれば、これまでの「実現」による判断規準とは異なっているといえる。この変化は、経営者の期待如何によって、損益の認識時点が変わりうることを明確化したと評価できるかもしれない。

引用文献

- American Institute of Certified Public Accountants, (1970), Basic concepts and accounting principles underlying financial statements of business enterprises: *Statement of the accounting principles board No. 4*, AICPA. (川口順一訳 (1973) 『企業会計原則』同文館出版)。
- Accounting Principle Board, (1973), *Opinion 29 Accounting for Nonmonetary Transactions*, AICPA.
- Biondi, Yuri and Glover, Jonathan C. and Jamal, Karim and Ohlson, James A. and Penman, Stephen H. and Sunder, Shyam and Tsujiyama, Eiko and Wilks, T. Jeffrey, (2011) “Conceptual Issues in Financial Reporting”, *University of Alberta School of Business Research Paper No. 2013 686*.
- Bromwich, M., R. H. Macve, and S. Sunder, (2010), “Hicksian Income in the conceptual Framework”, *Abacus* 46(3) : 348 376.
- Culp, William Hammond, (1960), *Accounting for Business Separation*, University Microfilms, Inc., Ann Arbor Michigan.
- Financial Accounting Standards Board, (2004), *Statement of Financial Accounting Standards No. 153, Exchanges of Nonmonetary Assets: an amendment of APB Opinion No. 29*, FASB.
- Hicks, John R. (1946), *Value and Capital: An Inquiry Into Some Fundamental Principles of Economic Theory*. Oxford: Clarendon Press. (安井琢磨・熊谷尚夫訳 (1995) 『価値と資本 (第2版)』岩波文庫)。
- International Accounting Standards Board, (2003), *International Accounting Standard 16, Property, Plant and Equipment*, IASB.
- Lembke, V. C., (1970), “Some Considerations in Accounting for Divisive Reorganizations”, *The Accounting Review* 45(3) : 458 464.
- Simons, Henry C. (1938), *Personal Income Taxation the definition of income as a problem of fiscal policy*, The University of Chicago press.
- 梅原秀継 (2008) 「事業分離会計の理論的基礎 投資の継続・清算と支配の概念をめぐって」『商学論纂 (中央大学)』第49巻第3・4号213 232頁。
- 企業会計基準委員会, 企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」(最終改正平成25年9月13日)。

企業会計基準委員会，企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（の設例）（最終改正平成25年9月13日）。

企業会計基準委員会，企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（最終改正平成25年9月13日）。

辻山栄子（2007）『第6章 財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題』（斎藤静樹編著（2007）『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」（第2版）』中央経済社）。

辻山栄子（1991）『所得概念と会計測定』森山書店。